

厚生労働省
政策統括官付参事官付
賃金福祉統計室

賃金構造基本統計調査の提出期限の徹底について

○これまで提出期限を早めたことによる影響の検証

- 1 調査対象の事業所に対しては、提出期限を早めることで、事務処理上の一定のご負担をおかけした部分があるかもしれませんが、提出期限について、実際には杓子定規な運用を行っておらず、提出された調査票については、都道府県労働局の提出期限を過ぎたものであっても、できるだけデータを収集するため、内容を点検し、集計対象としていました。
- 2 その結果、一定の回収率を確保できており 70%台の水準を確保し、データ収集の観点からは特段の問題はなかったものと考えています。

○今後、提出期限を 7 月 31 日に厳格化することに伴う影響の評価

- 1 2019 年の調査においては、提出期限を 7 月 31 日とし、本省から調査票等を事業所に配布する予定であることから期限を前倒しすることはできなくなります。
これにより、督促期間が短くなり回収率が低下することが懸念されます。しかし、提出期限前に注意喚起することや、期限までに提出いただけなかった事業所に対しても、これまでと同じように遅れて提出された調査票も集計対象とすることとしており、これまでと同水準の回収率を確保できると考えています。
- 2 また、都道府県労働局の審査期間が昨年より短くなることが予想されるため、都道府県労働局から厚生労働省への提出期限（現行 8 月 20 日）を見直し、複数回の期限を設定することにより、調査票の回収時期に応じて調査票の審査に必要な期間を確保できるようにする予定です。

- 3 なお、統計調査の調査期間は通常 1 ヶ月程度を確保するところ、調査期間を 7 月 1 日～7 月 31 日より遅らせることについては、以下の理由から考えておりません。

① 統計データに悪影響（回答率の低下等）を与える可能性

※調査の実施期間（例年 7 月）が翌 8 月にずれ込むと、調査対象時期（6 月）との間隔が空いてしまう、対象事業所の夏期休暇の時期と重なってしまう、等。

- ② （独）統計センターへの業務委託が困難となり、統計データの集計等を行うことが困難となる可能性